

第 4 期 愛 知 県 障 害 福 祉 計 画 の 策 定 に つ い て

1 策定の根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、都道府県及び市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉計画を定めることとされている。

2 経緯

区 分	策定年度	計画期間
第 1 期計画	平成 18 年度	平成 18～20 年度
第 2 期計画	平成 20 年度	平成 21～23 年度
第 3 期計画	平成 23 年度	平成 24～26 年度
第 4 期計画	平成 26 年度	平成 27～29 年度

3 計画に定める事項

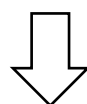
【第 3 期計画】

[必須事項]

- ・都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

[任意事項]

- ・都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ・都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ・指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項



【第 4 期計画】

障害者総合支援法により追加された事項

[必須事項]

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

[任意事項]

- ・区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 国の基本指針

平成 26 年 4 月 基本指針の改正（予定）

<主な内容>

(1) 計画の作成プロセスに関する事項：P D C A サイクルの導入

- 障害者総合支援法の改正により、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされた。
- 計画に記載すべき事項の中で、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）を整理・明確化する。
- 成果目標は、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標とし、少なくとも年 1 回はその進捗状況を評価し、必要な対応を行う。
- 活動指標は、成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に（成果目標よりも可能な限り頻回に）分析・評価する。

(2) 基本指針に盛り込む個別分野の内容

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障害者の地域生活の支援
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- ⑤ 支援の質の向上
- ⑥ 計画相談支援
- ⑦ 障害児支援

(3) (2) の分野における成果目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域生活移行者の増加
 - ・施設入所者の削減
- ② 入院中の精神障害者の地域生活の支援
 - ・入院後 3 か月時点の退院率の上昇
 - ・入院後 1 年時点の退院率の上昇
 - ・在院期間 1 年以上の長期在院者の退所者数の増加
- ③ 障害者の地域生活の支援
 - ・障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備する。

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- ・就労移行支援事業の利用者の増加
- ・事業所ごとの就労移行率の増加

(4) その他

⑤ 支援の質の向上

- ・施設職員や居宅介護職員等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施する。
- ・精神障害者等の専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。
- ・障害福祉サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施する。
- ・障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材育成・活用の研修を実施し、成年後見制度の利用を促進する。

⑥ 計画相談支援

- ・サービス等利用計画の作成のための更なる体制を確保する。
- ・計画的な地域移行支援の提供体制の確保を図る。
- ・基幹相談支援センターや協議会を有効に活用する。
- ・地域定着支援の提供体制の充実を図る。

⑦ 障害児支援

- ・障害児について、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保する。
- ・児童福祉法に定める6つの支援類型、障害児相談支援の利用実績等を「活動指標」とし、見込みをたてるよう努める。

- 現在の障害者施策審議会委員の任期は本年6月30日までのため、ワーキンググループのメンバーは、次期委員から会長が選任する。

6 計画策定スケジュール（見込）

時 期	内 容	備 考
平成 26 年 4 月	国の基本指針の改正	
5 月		
6 月	ワーキンググループの設置	
7 月	○第1回ワーキンググループ	計画骨子案作成に関する検討
8 月	◆第1回障害者施策審議会	計画骨子案作成に関する審議
9 月	○第2回ワーキンググループ	計画骨子案に関する検討
10 月	第1回障害者自立支援協議会 障害者施策審議会委員への意見照会 市町村ヒアリング（～11月）	計画骨子案に関する意見聴取
11 月	○第3回ワーキンググループ	計画素案に関する検討
12 月	◆第2回障害者施策審議会	計画素案に関する審議
平成 27 年 1 月	パブリックコメント（～2月）	
2 月		
3 月	第2回障害者自立支援協議会 ◆第3回障害者施策審議会 計画の公表	計画最終案に関する意見聴取 計画最終案に関する審議

5 本県における計画策定体制

- 障害者施策審議会の下にワーキンググループを設置し、年3回程度の検討を行う。
- 計画は、ワーキンググループでの3回の検討のほか、審議会での3回の検討を経て、平成27年3月の策定、公表を目指す。
- ワーキンググループの構成は、審議会会長のほか10名とし、審議会委員から選任する。なお、選任に当たっては、計画に障害当事者等の意見を十分に反映できるよう、障害当事者・障害者団体を中心に選任することとし、次のとおりとしたい。

区 分	審議会	ワーキンググループ	備 考
学識経験者	6名	3名	1名は会長
事 業 者	2名	1名	
障害当事者・ 障害者団体	10名	6名	身体障害3名、知的障害1名、 精神障害1名、発達障害1名
公 募	2名	1名	
計	20名	11名	